

私立幼稚園移行準備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認定こども園等への円滑な移行を支援し、もって子どもを安心して育てることが出来る体制の整備を図るため、私立幼稚園の設置者が行う認定こども園等への移行準備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱に基づき学校法人が行う別表に定める事業（以下「補助事業」という。）とし、当該事業に要する経費から、寄付金その他の収入の額を控除した額と、別表に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に対して交付するものとする。

(補助額の算出方法等)

第3条 補助額は、前条の規定により算定した額を限度とし、その算出方法は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第4条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、私立幼稚園移行準備費補助金交付申請書（第1号様式）により知事が別に定める期日までに行わなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第5条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員の中に第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

ただし軽微な変更については、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第7条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、私立幼稚園移行準備費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後に補助対象額の変更により、変更交付申請を行う場合には、私立幼稚園移行準備費補助金変更交付申請書（第3号様式）により、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定による状況報告を知事が求めた場合は、私立幼稚園移行準備費補助金実施状況報告書（第4号様式）を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、私立幼稚園移行準備費補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、交付決定年度末までに行わなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除

税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部または本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(利益等の排除)

第12条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達がある場合、次の(1)～(3)のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者自身による調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 学校法人の出資割合が2分の1以上の会社からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達の場合（(2)を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(実施細目)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付等に関し必要な事項は別に定める。

(届出事項)

第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) その他知事が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成28年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月23日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第2条、第3条関係）

補助事業	補助基準額	補助率	補助対象経費
認定こども園等への円滑な移行のための準備	1 施設あたり 2, 294 千円	1 / 2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条及び第17条で定める認定こども園の認可・認定又は子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第27条に定める施設型給付費の支給に係る施設としての確認等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費